

## ～ 法人に係る利子割(地方税)の廃止～

(平成 28 年 1 月 1 日以後に支払いを受ける利子に適用)

●平成25年度の税制改正により、平成28年1月1日以後に支払いを受ける利子等から法人に係る利子割が廃止されました。

●これに併せて法人税割額から利子割を控除する制度等が廃止されました。

平成 25 年度税制改正により、平成 28 年 1 月 1 日より「法人」に係る利子割(預金利息等から特別徴収する「地方税 5%」)が廃止されます。

このため、法人については、平成 28 年 1 月 1 日以降に支払を受ける預金利息等から地方税の特別徴収が行われません。

なお、個人については変更はありません。

### <法人の源泉徴収>

期 間	税 率
平成27年12月31日まで	20.315%  (国税 15.315%  地方税 5%)
平成28年 1月 1日から	15.315%  (国税のみ 15.315%)

受取利息の割戻し計算を行う際には御注意してください。